

農業委員会定例会 9月

1. 開催日時 令和6年9月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 5番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 非農地証明願承認について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	あいさつ 本日の議事録署名人ですが、6番委員、12番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]所有の [] 畑 389 m ² [] 畑 154 m ² の計2筆543 m ² について、 []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	[]の東側にありますけれども、この辺一体ずっと[]がまとめて、[]を栽培するように、整地をしていっております。 今回の案件のところでございますけれども、かなり今、荒れたような状態となっておりますので、[]が、栽培していただけたら非常にありがたいというところでございますので、全く問題ないと思っております。よろしくお願いします。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	2 番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 畑 551 m² [redacted] 畑 431 m² の計 2 筆 982 m²について、 [redacted]の[redacted]が譲り受け、申請地では[redacted]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3 番委員	ここの地主さんももともと[redacted]に住んどったわけですが、もう[redacted]の方に住所を移してかなり年数が経っております。 そこで住宅の近辺に畑があったものを、[redacted]で、その空き地の耕作してないところを、特に近辺はもう耕作者が少ない地域でありまして、誰か作ってくれたら、大変結構なことだと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第 1 号（農地法第 3 条の規定による許可申請）の 3 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3 番は、[redacted]在住の[redacted]さん所有の [redacted] 畑 161 m² について [redacted]の[redacted]が譲り受け、申請地では[redacted]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員は欠席ですが事務局何か聞いていますか。
事務局	これは 5 番委員からお聞きして、お話を受けた案件でございまして[redacted]

	■■■■の畑でございます。■■■■が使っていたような形だとお伺いします。家の庭というか、畑というか、そういった感じでございますので特に問題ないと伺っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理よろしくお願いします。 【議長退席】
職務代理	議長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 それでは、本件について、一括して事務局から説明をお願いします
事務局	4番は、■■在住の■■■■所有の ■■■■ 畑 221 m² ■■■■ 畑 163 m² ■■■■ 畑 75 m² ■■■■ 畑 71 m² の計4筆530 m²について ■■■■の■■■■が譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
職務代理	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	もう現在すでに■■■■が植わっているような状態の畑なんですけれども

	近くに、■■■■の畑もあるので全然問題ないと思います。
職務代理	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
職務代理	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
	【議長着席】
職務代理	議長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 議長の方をお返しします。
議長	次に、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番と議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号の5番は、■■■■在住の■■■■所有の ■■■■畑 189 m² について ■■■■の■■■■が譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。 議案第2号は、■■■■在住の■■■■所有の ■■■■畑 169 m² ■■■■畑 230 m² ■■■■畑 65 m² の計3筆 464 m²について 同じく■■■■の■■■■が、■■■■と併せて、■■■■として利用するための転用申請となっております。 ■■■■は、現在■■■■で■■■■で生活していますが、現在居住している住宅が■■■■であり、■■■■が必要となりました。そこで、知り合いの多い小豆島町の本申請地に

	■■■■■を建築することとしています。 転用に係る造成については、南側と西側に 1.8m 程度のコンクリート擁壁を設置し、1m 程度の切土及び花崗土による 1m 程度の盛土を行います。また、雨水については、ため枘を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、南側道路側溝へ排水します。 申請地は第 2 種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	周りにも家もありますし問題がないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第 1 号（農地法第 3 条の規定による許可申請）の 6 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6 番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 畑 3,337 m² ■■■■■ 畑 1,425 m² の計 2 筆 4,762 m²について ■■■■■の■■■■■が譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	もう一応すでに■■■■■が植えてあるようなもう畑としてちゃんとできるところです。問題ないと思います。

	■■■■■の■■■■■が譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。 ■■■■■と先をおっしゃっておきます。このような事例が初めてで補足説明しておくんですけれども、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 一応、■■■■■というものを確認しておりますので、■■■■■ ■■■■■ではないということだけは確認しております。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
11番委員	この土地以前は別の人が綺麗に作ってたんですけど、持ち主が変わるといことで、■■■■■を植えてからどうもほったらかしにしているみたいで、かなり草とかが入ってました。ちょうど現地確認したところに、この■■■■■がいて、この人は■■■■■ ■■■■■。■■■■■ ■■■■■。それで僕が言ったときも■■■■■ ■■■■■ ■■■■■。農業するために島に来たわけではないんで、実際農業、かなり無理じゃないかなというところもあるんですけど話聞いたら■■■■■は手間がかかるかもしれないので、■■■■■ ■■■■■ぐらいやったら植えるかなというんで、以前からしてくれよった人にもしてもらっても構わんやけどっていう話あったんで、その辺り協力してもらって、草だけでも刈ってもらったらいいなと思うところが実感で、本格的な農業は正直ちょっと難しいんじゃないかなと思います。以前していた方もおるんでまあ、全然問題ないかと言われたらちょっと、はっきり言えませんが問題は無いんじゃないかと思います
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。															
事務局	議案第3号は、 在住の 所有の <table><tr><td> </td><td>畑</td><td>191 m²</td></tr><tr><td> </td><td>畑</td><td>270 m²</td></tr><tr><td> </td><td>畑</td><td>779 m²</td></tr><tr><td> </td><td>畑</td><td>560 m²</td></tr><tr><td> </td><td>畑</td><td>317 m²</td></tr></table> の計5筆2,117 m²について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。	 	畑	191 m ²	 	畑	270 m ²	 	畑	779 m ²	 	畑	560 m ²	 	畑	317 m ²
 	畑	191 m ²														
 	畑	270 m ²														
 	畑	779 m ²														
 	畑	560 m ²														
 	畑	317 m ²														
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。															
12番委員	航空写真を見ていただいた通り、もうこの辺は一体、もう、山林化しておりまして、問題はないと思います。															
議長	この件について意見はありますか。															
委員一同	審議する。															
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。															
事務局	1番は、 在住の 所有の <table><tr><td> </td><td>出</td><td>1,026 m²</td><td>について</td></tr></table> が、引き続き借り受けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっ	 	出	1,026 m ²	について											
 	出	1,026 m ²	について													

	ています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	■■■■は■■■■を頑張っておられまして、現場を見てきましたけれども、■■■■の幼木がありました。管理はされているので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番から7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 田 521 m² 3番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 田 1,185 m² ■■■■■ 田 730 m² の計2筆1,915 m² 4番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 田 469 m² ■■■■■ 田 406 m² の計2筆875 m² 5番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 田 319 m² ■■■■■ 田 745 m² ■■■■■ 田 581 m² の計3筆900 m²

	6 番は、 在住の 所有の 田 545 m² 7 番は、 在住の 所有の 田 820 m² 田 967 m² の計 2 筆 1,787 m²について の が、3 番、4 番、5 番の一部は引き続き、2 番、5 番の一部、6 番、7 番は新たに借り受けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 3 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員は欠席ですが、事務局何かありますか。
事務局	図面を見ていただいたらわかるんですけどより の田んぼを、新規と更新で借り受けるものでございます。 もうすでに植わっているところもありますので問題ないかと思います。 が無農薬で、田んぼをやるということで、その関係上、全部が全部やらなくて草刈もしながらメインの田んぼに他のところから農薬がこないように周りも一気に借りたという話で伺っております。ちょっと図面上は抜けてるんですけども、これ以外にも、現在も耕作してるところがありますので、 で数少ない田んぼをやってらっしゃる方ということでご認識いただければと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 4 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 8 番について、6 番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

	【6 番委員退席】
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	8 番は、[redacted] 在住の [redacted] 所有の [redacted] 畑 380 m² [redacted] 田 1,179 m² [redacted] 田 397 m² [redacted] 畑 1,000 m² の計 4 筆 2,956 m²について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [redacted] の [redacted] に貸し付けるものです。 申請地では、[redacted] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	この場所はもう皆さん見た通り、[redacted] の入口で、[redacted] を作っておると思います。 この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【6 番委員着席】
議長	6 番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第 4 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 9 番と 10 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	9 番は、[redacted] 在住の [redacted] 所有の [redacted] 畑 508 m²

	10番は、 在住の 所有の 畑 466 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の9番は賃貸借、10番は使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	両方の畑とも草だけの綺麗な畑です。 問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	11番は、 在住の 所有の 畑 899 m² 畑 441 m² 畑 213 m² 畑 167 m² 畑 167 m² 宅地（現況：畑） 119.74 m² 畑 421 m² 畑 914 m² 畑 1,013 m² 畑 1,122 m²

	の計 10 筆 5,476.74 m²について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [] の [] に貸し付けるものです。 申請地では、[] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	実際はもう更新っていう形ですし、綺麗に管理できてると思いますので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第 4 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 1 2 番から 1 4 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1 2 番は、[] 在住の [] 所有の [] 田 299 m² 1 3 番は、[] 在住の [] 所有の [] 田 321 m² 1 4 番は、[] 在住の [] 所有の [] 田 238 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [] の [] に貸し付けるものです。 申請地では、[] を栽培する計画で、期間は 10 年間の 1 2 番は使用貸借、1 3 番と 1 4 番は賃貸借となっています。

	本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	この件については私の地区でございまして、ちょうど、 が上にあります。もう作れる状態でございまして、 をやるかというような話で聞いておりました。別段何も問題ないかと思います。 この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	暑さが続いておりまして非常にお疲れのところお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございました。 彼岸が来たら少し涼しくなるかなと思ったんですがまだまだ暑い日が続いておりますし、期待しておる雨もどうなんかな本当に降るんかなというような天気予報になってきております。 何かとお疲れと思いますが、体調、と、お気をつけての作業に取り組んでいただけたらと思います本日はどうもありがとうございました。 これで定例会を閉会とします。
	閉　　会　　午後 2 時 5 分
	議　　　長　　　会長
	議事録署名人　　6 番
	議事録署名人　　1 2 番